別表十四㈤の表中「⑰のうち引継対象外未処理欠損金額の特例において特定資産譲渡等損失相当額のうち簿価純資産超過額に相当する金額を構成するものとされた部分に相当する金額」を「引継対象未処理欠損金額の特例計算において特定資産譲渡等損失相当額から成る欠損金額とみなされた金額（被合併法人等の別表七㈠付表二「10の計」）」に、「㉔のうち控除未済欠損金額の特例において特定資産譲渡等損失相当額のうち簿価純資産超過額に相当する金額を構成するものとされた部分に相当する金額」を「控除未済欠損金額の特例計算において特定資産譲渡等損失相当額から成る欠損金額とみなされた金額（当該法人の別表七㈠付表二「10の計」）」に改め、同表の記載要領を次のように改める。

別表十四（五）　記載要領

この表は、法人が法第62条の７第１項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）（同条第３項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の３第１項（法第62条の７第１項の規定により法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十四㈤付表の記載要領を次のように改める。

別表十四（五）付表　記載要領

１　この表のⅠは、法人が令第123条の８第３項（第５号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）（特定引継資産から除かれる資産の範囲等）の規定若しくは同条第13項において準用する同条第３項の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の３第１項（令第123条の８第３項の規定又は同条第13項において準用する同条第３項の規定により法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

２　この表のⅡは、法人が令第123条の９（特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の３第１項（令第123条の９の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）の規定の適用を受ける場合に、令第123条の９第１項第１号に規定する時価純資産価額及び簿価純資産価額又は同条第７項第１号に規定する移転時価資産価額及び移転簿価資産価額の算定の対象となる法人ごとに記載すること。

別表十四の二の表中「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人若しくは特定地域雇用会社若しくは特定地域雇用等促進法人に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細」を「特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細」に改め、同表の記載要領第１号中「認定特定非営利活動法人」を「認定特定非営利活動法人等」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第18条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の96の２第１項若しくは第２項（特定地域雇用会社に対する寄附金の損金算入の特例）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第84条（連結法人の特定地域雇用会社等に対する寄附金の損金算入の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第８条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の96の２第１項から第３項まで（特定地域雇用会社等に対する寄附金の損金算入の特例）」を削り、「及び」を「又は」に改め、同第11号及び第12号を削り、同第四号を同第12号とし、同第五号から第七号までを１号ずつ繰り上げる。

別表十六㈠の記載要領第十一号、別表十六㈡の記載要領第十一号、別表十六㈢の記載要領第十号、別表十六㈣の記載要領第七号及び別表十六㈤の記載要領第三号中「又は法」を「若しくは法」に、「に規定する個別損金額を計算する場合の令第63条第２項」を「（令第63条第２項の規定により法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）」に、「同項」を「令第63条第２項」に改め、「書類」の次に「又は第27条の14後段（期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式）（第37条第３項（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用）において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合の第27条の14に規定する合計した金額を記載した書類」を加える。

別表十六㈥の記載要領第三号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法第２条第12号の15（定義）に規定する適格事後設立」を削り、「以下」の次に「別表十六㈦までにおいて」を加え、同第四号中「又は」を「若しくは」に、「に規定する個別損金額を計算する場合の令第67条第２項」を「（令第67条第２項の規定により法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）」に、「同項」を「令第67条第２項」に改め、「書類」の次に「又は第27条の14後段（期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式）（第37条第３項（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用）において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合の第27条の14に規定する合計した金額を記載した書類」を加え、同第六号中「若しくは現物分配法人又は事後設立法人」を「又は現物分配法人」に改める。